

平成27年（2015年）第2回  
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会  
8月定例会会議録

8月14日（金）

午前10時02分 開会

午後2時22分 閉会



平成27年8月14日（金曜日）午前10時02分開議

○出席議員

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 番、大石行英 議員  | 4 番、新里 嘉 議員   |
| 5 番、亀里敏郎 議員  | 6 番、大城敬理 議員   |
| 7 番、比屋根陽文 議員 | 8 番、前田千尋 議員   |
| 9 番、崎元俊夫 議員  | 10 番、城間 勇 議員  |
| 11 番、石嶺邦雄 議員 | 12 番、石原昌雄 議員  |
| 13 番、高橋 真 議員 | 14 番、松田久男 議員  |
| 15 番、瀬長 清 議員 | 16 番、宇江原総清 議員 |
| 17 番、銘苅良二 議員 | 18 番、新里文彦 議員  |
| 19 番、伊佐真次 議員 | 20 番、松長康二 議員  |
| 21 番、太田 晃 議員 | 22 番、比嘉盛一 議員  |
| 23 番、山城康弘 議員 | 24 番、伊敷幸昌 議員  |
| 25 番、宮城弘子 議員 |               |

○欠席議員

- 2 番、垣花健志 議員 3 番、吉田清尊 議員

○説明のため出席した者

- |       |          |          |          |  |
|-------|----------|----------|----------|--|
| 広域連合長 | 島袋俊夫     |          |          |  |
| 副連合長  | 古堅國雄     |          |          |  |
| 事務局長  | 森東清正     |          |          |  |
| 総務課   | 課長 池原善達  | 副主幹 新垣光信 |          |  |
| 管理課   | 課長 外間孝明  | 副主幹 大城清太 | 副主幹 安永貴彦 |  |
|       | 主査 宜野座嗣也 | 主査 上間 泉  |          |  |
| 事業課   | 課長 玉城 悟  | 主査 榎 理宏  | 副主幹 仲嶺真晶 |  |
|       | 副主幹 與儀 直 | 主査 豊田久乃  |          |  |
| 会計室   | 室長 謝敷宗規  |          |          |  |

○職務のため出席した者

- |    |       |
|----|-------|
| 書記 | 本村拓美  |
| 書記 | 永山真由美 |

平成 27 年第 2 回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程

開 会 平成 27 年 8 月 14 日

閉 会 平成 27 年 8 月 14 日 会期 1 日間

日 程	議 案	番 号	
			開 会
1			会議録署名議員の指名について
2			会期の決定について
3			議長諸般の報告
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告
5	選挙	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について
6	同意議案	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について
7	承認	2	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
8	承認	3	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
9	承認	4	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例）
10	議案	7	沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
11	認定	1	平成 26 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
12	認定	2	平成 26 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について
13	議案	8	平成 27 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
14	議案	9	平成 27 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）について
15			一般質問
16			討論・採決
17			閉会中の継続審査について
18			閉 会

(午前10時02分 開会)

**○議長(宮城弘子)**

皆さん、おはようございます。

これより平成27年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

**○議長(宮城弘子)**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番、亀里敏郎議員、6番、大城敬理議員を指名いたします。

**○議長(宮城弘子)**

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月14日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。

よって、会期は8月14日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第3、議長の諸般の報告を行います。

2番、垣花健志議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、平成27年2月20日付けで、恩納村・宜野座村・金武町選挙区選出の宮崎豊議員と、平成27年2月23日付けで、今帰仁村・本部町選挙区選出の仲宗根宗弘議員から辞職願が提出されましたので、平成27年3月31日付けで許可いたしました。

2名の辞職に伴い、恩納村・宜野座村・金武町選挙区から新里文彦議員、今帰仁村・本部町選挙区から吉田清尊議員が当選されました。

また、平成27年2月22日をもって豊見城市選挙区から選出された佐事安夫議員が任期満了となり、

同選挙区から大城敬理議員が当選されました。

今回、新たに当選された新里文彦議員、吉田清尊議員、大城敬理議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

吉田清尊議員を3番に、大城敬理議員を6番に、新里文彦議員を18番に指定します。

指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、7月17日付けで沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

その中には、沖縄県後期高齢者医療広域連合代表監査委員及び議会選任監査委員より、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書と平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されており、さらに1月から5月までの例月出納検査の結果がお手元に配付されております。

また、それとあわせて執行部から、平成26年度一般会計・特別会計の主要施策の成果の説明書も添付してありますので、お目通しをお願いします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

それでは、平成27年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会がことし2月13日に開催されておりますので、その日以降きょうまでの高齢者医療行政につきまして概要をご報告いたします。

まず、4月1日に定期人事異動がございまして、県内の市町村から8人の新規職員を迎え入れ、また新たな気持ちで平成27年度をスタートをさせております。

次に、去る2月議会において、広域連合の指定金融機関の輪番制についてご承認をいただいたところでありますが、平成27年6月より新たに沖縄海邦銀行が当広域連合の指定金融機関としてスタートをいたしました。今後2年間、広域連合の公金の収納、支払いの業務等を担当いたします。

次に、6月10日に全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京で開催をされております。

九州など全国各地の協議会から選出をされた要望事項をとりまとめ、厚生労働大臣あて要望書を提出いたしました。

平成27年度は、保険料軽減処置の継続、各種保健事業への助成措置などを要望いたしました。

最後に、平成26年度の決算状況についてですが、保険料の収納率につきましては、各市町村の徴収努力もありまして、平成26年度も98.8%と前年度より収納率が上がっております。

また、高齢者の1人当たりの医療費につきましても近年伸びが鈍化してきており、こういった状況から、特別会計の単年度の収支決算では何とか今年度も黒字を確保しております。

今後もより一層気を引きしめ、この後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてみたいと思っております。

議員の皆様にもご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、これまでの広域連合の行政報告を申し上げます。

本日の定例会には、同意案件1件、承認案件3件、条例改正1件、認定案件2件、補正予算2件など、合計9件の議案を提出しております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、行政報告といたします。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第5、選挙第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

**○議長(宮城弘子)**

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することに決定

いたしました。

**○議長(宮城弘子)**

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

選挙管理委員に、沖縄市選挙管理委員会より推薦を受けた城田世市君、豊見城市選挙管理委員会より推薦を受けた赤嶺光男君、北谷町選挙管理委員会より推薦を受けた大道義光君、恩納村選挙管理委員会より推薦を受けた仲村肇君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました城田世市君、赤嶺光男君、大道義光君、仲村肇君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、補充員選挙を行います。

補充委員に、沖縄市選挙管理委員会より推薦を受けた富田恒雄君、豊見城市選挙管理委員会より推薦を受けた比嘉健夫君、北谷町選挙管理委員会より推薦を受けた平良長春君、恩納村選挙管理委員会より推薦を受けた仲間悟君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長が指名しました方を、補充員の当選人に定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました富田恒雄君、比嘉健夫君、平良長春君、仲間悟君、以上の方が補充員に当選されました。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第6、同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合の監査委員に、下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

氏名、原田泰人。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、履歴書を別に添付してございますので、ご参照の上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第7、承認第2号、専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

承認第2号、専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

おはようございます。総務課長の池原です。よろしくお願いをいたします。

承認第2号、専決処分<sup>1</sup>の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明いたします。

今回の条例改正は、平成26年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに構成市町村の給与改定を考慮し、平成27年4月1日から施行されることを受けて、専決にて条例を改正いたしました。

改正点につきましては、議案書の11ページの新旧対照表をご覧ください。

第18条第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改め、職員の単身赴任手当<sup>2</sup>の基礎額を引き上げしております。

次に、第24条第2項中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改めております。

これは、平成26年度において勤勉手当の年間支給額を0.15月分引き上げする改正を行った際に、12月期において0.15月分を引き上しておりますが、これを平成27年度から6月期と12月期に均等に配分するための改正となっております。

次に、第8条の別表行政職給与表につきまして、1級及び2級の初任給給与に係る号級を除き平均2%引き下げしております。

また、昇給機会の確保の観点から、5級及び6級に号級を増設しております。

附則第1項で、この条例を公布の日である平成27年4月1日から施行することを規定し、附則第2項から第6項において平成30年3月31日までの3年間については、改定前の給与月額を保障する経過措置の規定を設けております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長と総務課長より説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第8、承認第3号、専決処分  
の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後  
期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条  
例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求め  
ることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後  
期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県  
後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決  
処分したので、同条第3項の規定によりこれを報  
告し承認を求めます。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせ  
ますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上  
げます。

**○議長(宮城弘子)**

外間孝明管理課長。

**○管理課長(外間孝明)**

おはようございます。管理課長の外間と申しま  
す。よろしくお願いたします。

それでは、承認第3号、沖縄県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改  
正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関す  
る法律施行令の一部を改正する政令(平成27年政  
令第62号)が平成27年3月4日に公布され、平成27

年4月1日から施行されることを受けて、専決に  
て条例を改正しました。

改正内容につきましては、後期高齢者医療制度  
における保険料負担の適正化を図るため、保険料  
均等割額の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽  
減及び2割軽減の対象を拡大するものであります。  
議案書の21ページをお開きください。

新旧対照表でご説明いたします。右が改正前で、  
左が改正後になっております。

第14条第1項第2号中の5割軽減の基準につい  
ては、被保険者に乗ずる金額24万5,000円を26万円  
に改め、同項第3号中の2割軽減の基準につい  
ては、45万円を47万円に改め引き上げいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろし  
くお願い申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長と管理課長より説明がありまし  
た。

これより本案に対する質疑を許します。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ご説明ありがとうございます。

被保険者の保険料の軽減のために拡大するとい  
うことでしたので、その拡大される人数をそれぞ  
れお答えください。

**○議長(宮城弘子)**

外間孝明管理課長。

**○管理課長(外間孝明)**

お答えいたします。

平成27年6月時点の資料をもとに算出したとこ  
ろ、平成27年の5割軽減対象者数が1万1,443人、  
前年度1万413人と比較しまして、1,030人の増。

増減額としましては、2,494万6,000円が見込ま  
れております。

次に、2割軽減対象者数が8,356人、前年度7,528  
人と比較しまして、828人の増。軽減額としまして  
は802万1,064円が見込まれております。以上であ  
ります。

**○議長(宮城弘子)**

ほかに質疑はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第9、承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)について、ご説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の公布に伴い、広域連合が特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずる特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。

この特定個人情報保護評価については、パブリックコメント等により広く一般の意見を聞くとともに、第三者機関の点検が義務づけられていることから、今回、広域連合の情報公開、個人情報保護審査会へ第三者点検が行えるようにするため、審査会の所掌事務に関する条例の規定の一部を改

正してございます。

当広域連合が実際に特定個人情報ファイルを保有するのは、ことしの10月からの予定ではありますが、それまでには国に設置されております特定個人情報保護委員会において、当広域連合の特定個人情報保護評価書について承認を受ける必要があります。6月30日付けで専決にて改正してございます。

改正点といたしましては、議案書の26ページの新旧対照表をお開きください。

第18条第2項中、「情報公開の制度」を「情報公開制度及び個人情報保護制度」に改めてございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

この条例改正ですけれども、リスクを軽減するための方策とありました。実際にどのようなものがあるのかということと、あと、パブリックコメントをやっていると思うんですけれども、終了したと思うんですが、その告知方法とか、パブリックコメントをいただいた件数、内容を教えてください。

**○議長(宮城弘子)**

休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時29分 再開)

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

お答えいたします。

まずパブリックコメントの件でございますが、パブリックコメントにつきましては、当広域連合のホームページのほうで6月18日～7月17日まで行っております。特に一般市民の方からのご意見はございませんでした。

この特定個人評価の内容ということでございますが、これはうちのシステムのほうで標準システムと呼んでおりますが、その中で特定個人情報を取り扱うこととなりますが、それが他のところへ漏えいとか、それが起きないようにリスク対策を事細かくうたっている内容となっております。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

関連して、漏えい対策をしっかりやっていただきたいのと、パブリックコメント、市民から意見がなかったということですが、告知はどのようにされたのか。

また、市町村だとか自治体関係者からの意見というのは、ここに反映されないのかどうかわからないんですけども、そういったところとはまた別だと思いますけれども、意見がなかったというのはちょっと周知が足りないのかなと思うんですけども、その辺の判断はどうされていますか。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

周知方法についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり当広域連合のホームページのほうで個人情報保護評価書を掲載して、それに対する意見を求めたということでございます。他の広報による意見募集は、今回してございません。

それと、他の自治体等においても、同じように特定保護評価の実施が義務づけられておりますので、特定個人情報を取り扱う自治体において同様のパブリックコメントを行っているものと思われれます。以上でございます。

(「以上です」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ほかに質疑はございませんか。

(「進行」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第10、議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を

改正する条例)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

上記の事案を別紙のとおり提案する。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

提案理由。

平成25年5月31日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されたことに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例において特定個人情報についての規定を整備する必要があるためであります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」の公布に伴い、広域連合が保有する特定個人情報、これは個人情報に個人番号を含むものでございますが、これの適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、現行の「沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」を改正する必要があると提案してございます。

主な改正点についてご説明いたします。議案書の33ページから新旧対照表でございますので、そちらのほうもご参照ください

まず、第2条に新たに第7号から第11号を加え、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報について用語の意義を規定してございます。

次に、第8条の次に第8条の2及び第8条の3を加えております。

第8条の2第1項に、特定個人情報の利用の制限について規定を設けております。

特定個人情報は、番号法において利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定しております。

また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されていないため、利用目的以外の目的での利用を禁止されているため、その趣旨に沿った規定としてございます。

第2項において、人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができるとする例外規定を設けております。

次に、第8条の3で、番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、特定個人情報を提供できる場合を、同条各号に掲げられた場合に制限する規定を新たに設けてございます。

次に、第9条の改正では、保有特定個人情報の電子計算機の結合の制限について、法令等に定めがある場合には除外する規定に改めてでございます。

次に、第12条第2項の改正であります。これは特定個人情報については、その性格から本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求を行うことを認める規定に改めるものでございます。

次に、第17条の次に第17条の2を加え、開示請求に係る保有個人情報が他の機関から提供されたものであるときに、当該他の機関に対し事案を移送することができる規定を新たに設けております。

第24条の次に第24条の2加え、訂正請求に係る保有個人情報が移送を受けた機関が行った開示に係るものであるとき、その他の機関において訂正することにつき理由があるときは、当該他の実施

機関に事案を移送することができる規定を新たに設けております。

次に、第25条の次に第25条の2、第25条の3、第25条の4を加えております。

第25条の2は、自己を本人とする保有特定個人情報について、番号法に違反する行為が行われた場合に、利用の停止請求を認める規定でございます。

第25条の3は、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、当該保有個人情報の提供先に対し通知をする規定でございます。

第25条の4は、情報提供等記録の訂正を実施した場合において、総務大臣及び情報照会者または情報提供者に対し通知をする規定となっております。

第34条の次に第34条の2を加えております。これは保有個人情報の提供を受ける者に対し、利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める規定となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

#### ○議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

#### ○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、認定第1号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

認定第1号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成

26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付す。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長(宮城弘子)

謝敷宗規会計室長。

#### ○謝敷宗規会計室長。

認定第1号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の決算書につきましては、別紙といたしまして、一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての補足資料を配付しておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

議案書の54、55ページをご覧ください。

一般会計決算総括における収支実績は、予算現額11億8,051万1,000円に対しまして、収入済額は11億8,071万2,700円。

支出済額は11億5,330万2,100円。歳入歳出差引残高は2,741万2,490円となっています。

一般会計歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の62、63ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金。これは市町村負担金の共通経費となっております。

調定額、収入済額ともに2億4,000万円。対前年度比3.90%。金額にしまして900万円の増となっています。

2款国庫支出金。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の補助金となっています。調定額、収入済額ともに9億2,273万2,714円。前年度より9億1,362万2,124円の増となっています。

この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成25年度までは前年度で前もって交付を受けていましたが、平成26年度より現年度交付となったために国庫補助金が大幅な増となっております。

4款財産収入。後期高齢者医療制度臨時特例交付金の決算及び定期利息となっております。

調定額、収入済額ともに37万3,643円。対前年度比-30.81%。金額にしまして16万6,355円の減となっています。

5款繰越金。前年度の収支残高の剰余金額を繰り越しています。

調定額、収入済額ともに1,750万7,649円。対前年度比113.21%。金額にしまして929万6,238円の増となっています。

6款諸収入。預金利子及び雑入となっています。

調定額、収入済額ともに9万8,694円。対前年度比481.89%。金額にしまして8万1,733円の増となっています。

一般会計歳入決算合計は、調定額11億8,071万2,700円に対する収入済額は、同額の11億8,071万2,700円。前年度額2億5,798万9,550円と比較しまして、357.66%。金額にしまして9億2,272万3,150円の増となっています。

これは2款の国庫支出金となっています高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の補助金で、9億2,273万2,714円が平成26年度より現年度交付になったことが主な要因となっています。

予算現額に対する収納率は100.02%。対調定で100%となっています。

不納欠損額及び収入済額についてはありません。次に65、66ページをご覧ください。

一般会計歳出決算執行状況についてご説明いたします。

1款議会費。予算現額500万2,000円に対しまして、支出済額は251万1,715円。対前年度比22.80%。金額にしまして46万6,372円の増となっています。

不用額は249万285円。9節旅費の206万2,400円が主な不用額となっています。

2款総務費。予算現額11億6,986万6,000円に対しまして、支出済額は11億5,078万8,495円。対前年度比422.57%、金額にしまして9億3,057万3,117円の増となっています。

これは、先ほどの歳入2款国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、平成26年度分より現年度交付になったことに伴う25節臨時特例交付金への積立金で、前年度より9億2,256万

6,359円の増となったことが主な事由となっております。

不用額は1,907万7,505円。2節の給料475万1,116円と3節の職員手当の532万7,339円が主な不用額となっています。

71、72ページをご覧ください。

4款公債費。費目存置で支出はありません。

5款予備費。予算現額564万2,000円で、支出はありません。

予備費充用額は、歳出の2款総務費1項1目25節の臨時特例基金への積立金へ11万1,000円を充用しています。

一般会計歳出決算合計は、予算現額11億8,051万1,000円に對しまして、支出済額11億5,330万210円。

前年度額2億4,048万1,901円と比較しまして、379.58%。金額にしまして9億1,281万8,309円の増となっています。

これは、2款の臨時特例交付金への積立金の増が主な理由で、先ほどの歳入におきまして、国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の9億2,273万2,714円を現年度で交付受け入れにより、臨時特例交付金への積立金で大幅増となったことが要因となっています。

翌年度への繰越額はありません。

不用額は2,721万790円で、1款議会費の249万285円及び2款総務費の1,907万7,505円が主な不用額となっています。

予算の執行率は97.69%、歳入歳出差引残額は2,741万2,490円となっています。

その他調書類といたしまして、74ページ以降に実質収支に関する調書を、財産に関する調書では公用車の保有台数、基金の種類とその残高及びリース契約物件の状況を、基金の運用状況に関する調書としまして、決算年度中における基金の増減高及び決算年度末残高を、それから補助金に関する調書を添付してあります。

なお、決算の付属書類といたしまして、121ページより125ページにかけて監査委員の決算審査意見書を。

126ページより128ページには一般会計主要施策の成果の説明並びに総務課資料①の(3)としまして、3ページ以降に不用額調べを添付してありま

すので、あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

銘苅良二議員。

#### ○銘苅良二議員

1点だけお願いします。

議会費の旅費が200万円余り不用額で出ていますけれども、この費用弁償は125万円ほど出されて、あと不用額200万円余りとなっておりますけど、中身をちょっと説明してもらえますか。

#### ○議長(宮城弘子)

池原善達総務課長。

#### ○総務課長(池原善達)

お答えいたします。

議会費の旅費の不用額についてでございますが、昨年度は沖縄県において統一地方選挙が行われ、当広域連合議員も約3分の2の議員の改選がございました。それによって当初、新人議員等において研修等を予定しておりましたが、この研修等につきましては議員全員協議会の場においてあわせて実施したことから、旅費の不用額が出ていますのでございます。以上でございます。

#### ○議長(宮城弘子)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

#### ○議長(宮城弘子)

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

#### ○議長(宮城弘子)

続きまして、日程第12、認定第2号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

認定第2号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成

26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付す。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長(宮城弘子)

謝敷宗規会計室長。

#### ○会計室長(謝敷宗規)

認定第2号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

議案書の80、81ページをご覧ください。なお、決算補足資料は4ページ以降となりますので、ご参考にしてください。

特別会計決算総括における収支実績は、予算現額1,367億3,813万4,000円に對しまして、収入済額は1,366億6,854万495円。

支出済額は1,299億9,729万1,457円。歳入歳出差引残高は66億7,124万9,038円となっています。

特別会計歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の88、89ページをご覧ください。

1款市町村支出金。市町村拠出の事務費、療養給付費、市町村を通じて納付されます被保険者からの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る県と市町村の公費補てん分となっています。

調定額220億7,964万1,119円に對しまして、収入済額218億800万8,775円。対前年度比6.11%。金額に對しまして12億5,667万8,231円の増となっています。

不納欠損額は、2目2節滞納繰越分保険料の1,997万8,034円で、主に生活困窮及び被保険者死亡等の事由によるものとなっています。

収入未済額は、2目の被保険者保険料の2億7,749万6,887円。

内訳で申しますと、2目保険料等負担金1節の現年度分保険料で2億1,379万5,271円と、2節滞納繰越分保険料の6,370万1,616円となっています。

還付未済額は、2目1節現年度分保険料の2,528万4,156円及び2目2節滞納繰越分保険料の55万8,421円の計2,584万2,577円となっています。

2款国庫支出金。国庫分の療養給付費負担金や高額医療費負担金及び調整交付金や健康診査事業費等の補助金となっています。

調定額、収入済額ともに445億8,145万6,994円。対前年度費6.52%。金額に對しまして27億2,869万5,380円の増となっています。

これは1項1目の療養給付費負担金で、21億5,707万30円並びに2項1目の調整交付金で、5億239万円と前年度より増えたことが要因となっています。

90、91ページをご覧ください。

3款県支出金。県分の療養給付費負担金及び高額医療費負担金と費目存置となっています財政安定化基金交付金となっています。

調定額、収入済額ともに105億129万8,740円。対前年度比2.53%。金額に對しまして2億5,883万6,927円の増となっています。

1項1目の療養給付費負担金で、前年度より2億298万80円増えたことが要因となっています。

4款支払基金交付金。国保や被用者保険などの現役世代が加入する医療保険者からの支援金となっています。

調定額、収入済額ともに539億5,438万1,802円。対前年度比2.72%。金額に對しまして14億3,092万2,802円の増となっています。

5款特別高額医療費共同事業交付金。著しく高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合で支え合う制度で、国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に應じて国民健康保険中央会より交付されます。

調定額、収入済額ともに4,990万251円。対前年度比46.61%。金額に對しまして1,586万3,527円の増となっています。

92、93ページをご覧ください。

6款財産収入。保険給付費等準備基金の決算及び定期利息となっています。

調定額、収入済額ともに166万9,083円。対前年度比36.39%。金額に對しまして44万5,322円の増となっています。

7 款寄附金。費目存置で収入はありません。

8 款繰入金。基金からの繰入金となっています。

調定額、収入済額ともに18億5,126万8,619円。

対前年度比19.02%。金額にしまして2億9,589万4,474円の増となっています。

収入内訳といたしまして、保険給付費等準備基金より9億3,864万8,000円及び高齢者医療制度臨時特例交付金より9億1,262万619円の計18億5,126万8,619円を両基金より基金繰入金として繰り入れています。

9 款繰越金。前年度の収支差引残高の剰余金額となっています。

調定額、収入済額ともに37億1,940万9,992円。対前年度比-17.65%。金額にしまして7億9,691万6,738円の減となっています。

10 款諸収入。被保険者からの延滞金や返納金並びに第三者納付金及び預金利息等となっています。

調定額2億3,604万1,776円に対しまして、収入済額は2億114万6,239円。対前年度比41.90%。金額にしまして5,939万3,885円の増となっています。

これは、第三者納付金で前年度より8,352万6,063円増えたことが要因となっております。

94、95ページをご覧ください。

10 款の不納欠損額は、3 項 4 目 1 節第三者納付金の590万6,396円となっています。

収入未済額は2,898万9,141円で、3 項 4 目 1 節の第三者納付金で1,419万1,996円と、3 項 5 目 1 節の被保険者からの返納金1,479万7,145円となっています。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,369億7,506万8,376円に対しまして、収入済額は1,366億6,854万495円。

前年度額1,314億1,872万6,685円と比較しまして、前年度比3.99%。金額にしまして52億4,981万3,810円の増となっています。

これは1 款の市町村支出金で12億5,667万8,231円、2 款の国庫支出金で27億2,869万5,380円及び4 款の支払基金交付金で14億3,092万2,082円の計54億1,629万5,693円と、1 款、2 款及び4 款で前年度額より増えたことが要因となっています。

不納欠損額は2,588万4,430円で、生活困窮及び被保険者死亡の事由による1 款 2 目の滞納繰越分

保険料の1,997万8,034円、保険料負担金が主となっています。

収入未済額については、1 款の被保険者保険料2億7,749万6,887円と10 款諸収入における3 項雑入4 目第三者納付金の1,419万1,996円と、5 節被保険者からの返納金1,479万7,145円の計3億648万6,028円となっています。

還付未済額については、1 款 1 項 2 目 1 節の保険料市町村負担金及び2 節滞納繰越分保険料の計2,584万2,577円となっています。

なお、予算現額に対する収入率は99.5%、対調定額では99.78%となっています。

特別会計歳出決算についてご説明いたします。

議案書の97、98ページをご覧ください。補足資料は6ページとなっています。

1 款総務費。予算現額4億2,242万9,000円に対しまして、支出済額は3億9,992万564円。対前年度比-1.22%。金額にしまして495万9,446円の減となっています。

不用額は2,250万8,436円。1 項 1 目 1 節の報酬で137万2,336円や、同11 節の委託料で157万1,517円及び12 節の役務費の393万7,379円並びに13 節委託料の1,336万2,624円が主となっています。

103、104ページをご覧ください。

2 款保険給付費。保健医療機関等への医療費及び被保険者への高額療養給付費等となっています。

予算現額1,319億7,674万5,000円に対しまして、支出済額は1,262億2,051万384円。対前年度比2.60%。金額にしまして32億284万3,390円の増となっています。

不用額は57億5,623万4,616円。1 項 1 目の療養給付費の51億4,642万9,638円が主となっていますが、保険給付費の執行率は95.64%となっています。

107、108ページをご覧ください。

3 款県財政安定化基金拠出金。保険料収納率が予定していたよりも著しく低くなった場合や予想以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために、県に設置された基金への拠出金となっています。

予算現額5,993万4,000円に対しまして、支出済額は5,866万9,323円。対前年度比-46.22%。金額にしまして5,042万2,478円の減となっています。

不用額は126万4,677円になっています。

4款特別高額医療費共同事業拠出金。歳入5款の特別高額医療費共同事業交付金に対する事業費と事務費の拠出金で、国民健康保険中央会において算出されます。

予算減額4,629万5,000円に対しまして、支出済額は4,616万682円。対前年度比0.17%。金額にしまして7万6,301円の増となっています。

不用額は13万4,318円となっています。

109、110ページをご覧ください。

5款保健事業費。被保険者の健康診査及び健康増進事業等に要した費用となっています。

予算現額3億8,663万5,000円に対しまして、支出済額は3億2,314万769円。対前年度比-1.05%。金額にしまして343万1,259円の減となっています。

不用額は6,349万4,231円。主な不用額としては、1目の健康診査委託料の3,508万880円及び2目のその他健康保持増進費補助金の2,694万1,007円となっています。

6款基金積立金。保険給付費等準備基金への積立金となっています。

予算現額7億8,167万に対しまして、支出済額は7億8,166万9,083円。対前年度比4.05%。金額にしまして3,044万5,322円の増となっています。

不用額は917円となっています。

111、112ページをご覧ください。

7款公債費。費目存置で支出はありません。

8款諸支出金。国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等をなっています。

予算現額21億9,170万円に対しまして、支出済額は21億6,722万652円。対前年度比-28.80%。金額にしまして8億7,657万7,066円の減になっています。

これは、2目の償還金で前年度より8億8,210万5,224円減ったことが要因となっています。

不用額は2,447万9,348円となっています。主な不用額といたしまして、2目の償還金の2,438万5,874円となっています。

9款予備費。予算現額8億7,272万5,000円で、支出はありません。

予備費充用額は、1款の総務費へ17万5,000円及

び6款基金積立金へ103万8,000円の計121万3,000円を充用しています。

113、114ページをご覧ください。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,367億3,813万4,000円に対しまして、支出済額は1,299億9,729万1,457円。前年度額1,276億9,931万6,693円と比較しまして、1.80%。金額にしまして、22億9,797万4,764円の増となっています。

これは、2款保険給付費で32億284万3,390円。4款特別高額医療費共同拠出金と6款の基金積立金で計3,052万1,623円の増以外、8款の諸支出金の償還金等の8億7,657万7,066円の減をはじめ、他の項目で軒並み減となったことが主な要因となっています。

翌年度への繰越額はありません。

不用額は67億4,084万2,543円となっておりまして、2款保険給付費の57億5,623万4,616円及び9款予備費の8億7,272万5,000円が主な不用額となっています。

予算現額に対する執行率は95.07%。歳入歳出差引残高は66億7,124万9,038円となっています。

その他調書類といたしまして、116ページは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支に関する調書となっています。

一般会計決算と同じものですが、117ページに財産に関する調書、118ページに基金の運用状況に関する調書、119ページに補助金に関する調書、それから121ページより125ページにかけては監査委員の決算審査意見書、130ページより132ページにかけては特別会計主要施策の成果の説明を、また、総務課資料①の(3)としまして、6ページから9ページにかけては不用額調べを、そして管理費資料の②の⑫ページ以降に不納欠損の状況等も添付してありますので、あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

前田千尋議員。

#### ○前田千尋議員

今の特別会計の歳入で保険料の不納欠損が出ていますけれども、今、資料のほうにあると言われてはいますが、その内容をお答えいただきたいと思ひます。

そして、そもそも不納欠損がなぜ発生するのか。基本的なことも質疑させてください。

**○議長(宮城弘子)**

休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時20分 再開)

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

(午前11時25分 休憩)

外間孝明管理課長。

(午前11時26分 再開)

**○管理課長(外間孝明)**

お答えいたします。

管理課資料の13ページをお開きください。真ん中の表です。

平成26年度の不納欠損実数が417人。主な不納欠損の人数としまして、死亡が103人、金額としまして327万3,186円。生活困窮世帯が131人、金額としまして973万4,101円。生活保護世帯が62人。金額としまして164万4,972円。その他(納付意識が低い・納付拒否)約束不履行・居所不明等で121人。金額としまして532万5,775円となっております。

この不納欠損の主な理由としましては、本日お配りしてありますが、議員全員協議会で要求された資料なんですけど、そちらに平成26年度の不納欠損状況がございます。

一番不納欠損として上げられるのが、譲渡所得により保険料が高額になり支払いが困難になり、不納欠損という主な理由であります。あと生活困窮ですね。それと、先ほど申し上げました死亡等が主な原因となっております。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

ほかに質疑ありませんか。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

内容はよくわかりました。ありがとうございます。

昨年度のこの監査のときにも指摘をされているんですが、佐事議員のほうから。

こういった実態調査ですね。もう少し詳しくや

るのか、やったのか、やる計画はあるのかということはあるんですけども、今年度また新しいところではこれからあるのでしょうか。

やはり今挙げられました死亡だとか生活保護の理由があると思うんですけども、意識が低いなど、なかなかその他というところで連絡がいかないとかいろいろあると思うんですが、その辺は広域連合としてはどのように把握される予定がありますか。

**○議長(宮城弘子)**

休憩します。

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

外間孝明管理課長。

**○管理課長(外間孝明)**

お答えいたします。

この実態調査なんですけど、平成27年2月に被保険者の多い5市なんですけど、那覇市、沖縄市、豊見城市、浦添市、うるま市のほうから聞き取り調査を行いました。

滞納している理由としましては、先ほども申し上げましたが、譲渡所得等で一時的に所得が上がり、お金を既に使い果たして、保険料が増額になり支払えず滞納という状況がありました。

これを踏まえて。

(「今後もやるのか。今やったこと」と言う者あり)

その件に関しては、沖縄県後期高齢者医療の保険料収納対策実施計画に基づきまして、市町村と連携してその対策をこれからやっていくということになってございます。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

ほかにございませんか。

(「進行」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

質疑はないようですので、質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第13、議案第8号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予

算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

議案第8号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億1,710万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,874万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

議案第8号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書は、133ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出とも9億1,710万7,000円を減額し、総額2億6,874万3,000円とするものです。

詳細につきましては、議案書の142、143ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入です。

2款国庫支出金。2項1目2節高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を9億4,451万9,000円減額補正いたします。

これは、平成27年度以降に交付される交付金については基金への増資を行わず、直接保険料軽減特例措置の財源に充てるようにとの国からの通知があり、特別会計への予算組みかえに伴う減額と

なっております。

5款繰越金。先ほど決算でご説明しました平成26年度の実質収支額2,741万2,000円を前年度繰越金として増額補正いたします。

次に、歳出について144、145ページをお開き下さい。

2款1項1目23節償還金。前年度繰越金2,741万2,490円を全額市町村共通経費精算金として償還いたします。

25節積立金。後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の特別会計への予算組みかえに伴い、基金積立金9億4,451万9,000円全額を補正減いたします。

以上が、一般会計補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「進行」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第14、議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

**○連合長(島袋俊夫)**

認定第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68億183万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,424億4,379万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月14日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

議案書は、146ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出とも68億183万1,000円を追加して、総額1,424億4,379万円とするものです。

詳細につきまして、議案書の155、156ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

歳入です。

1款市町村支出金。1項3目療養給付費負担金2節過年度分として3,388万4,000円の増額補正です。市町村療養給付費と負担金の不足分となっております。

2款国庫支出金。2項3目医療費適正化等推進事業費補助金166万円の増額補正です。市町村保険料収納対策に係る補助金となります。

6目に高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を新設し7億9,255万5,000円を皆増しております。一般会計からの予算組み替えです。

8款繰入金。1項2目高齢者医療制度臨時特例基金繰入金6億9,751万6,000円の補正減です。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を特別会計に組み替えたことに伴う減です。

9款繰越金。66億7,124万8,000円。先ほど決算でご説明しました、平成26年度の実質収支額を前年度繰越金として増額補正いたします。

次に、歳出について157、158ページをお開きください。

1款総務費。1項1目23節償還金市町村共通経費精算金3,663万3,000円。市町村への償還金です。

159、160ページをお開き下さい。

2項1目19節負担金、補助及び交付金166万円。保険料収納対策補助金として金武町へ補助いたし

ます。

163、164ページをお開きください。

6款基金積立金。1項1目25節積立金12億1,000万円。平成26年度の収支額精算後の残額の2分の1強を保険給付費の財源に充てるために積立いたします。

165、166ページをお開きください。

8款諸支出金。1項2目23節償還金42億2,565万8,000円。療養給付費・高額医療費等の国・県・市町村への償還金及び支払基金への償還金となっております。

3目還付加算金106万9,000円。保険料還付に係る還付加算金です。

167、168ページをお開きください。

9款予備費。13億2,681万1,000円。剰余金を予備的経費として増額いたします。

以上が、特別会計補正予算の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長(宮城弘子)**

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

1点だけお願いします。

歳入のところで、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金がありますけど、一般財源から組みかえということですけども、組みかえの理由を教えてください。

**○議長(宮城弘子)**

池原善達総務課長。

**○総務課長(池原善達)**

お答えいたします。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の一般会計から特別会計への組みかえの理由でございますが、平成27年1月30日付けで厚労省より通知がございまして、この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は保険料の軽減措置に充てられるものでございますが、その軽減措置については平成27年度より基金事業ではなく単年度補助金事業へ転換するとの通知がございまして、それに基づき予算組みかえをしてございます。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

続きまして、日程第15、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。高橋真議員登壇願います。

**○高橋真議員**

皆さん、こんにちは。沖縄市選出の高橋真と申します。今回で2回目の一般質問となりますが、お役に立てるよう一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問事項1. 短期被保険者証交付における米軍基地内居住者に対する留め置き対応についてお尋ねします。

これは前回の一般質問でもお尋ねをしましたが、現状どのように進捗しているか確認するものであります。

質問要旨(1)被保険者の情報を得る有効な手段はあるか、教えていただきたいと思えます。

いただいた事業課の資料18ページに、平成27年5月末現在、短期被保険者証交付状況が掲載されておりますが、そこを対象にしますと、留め置き件数が沖縄市17件、北中城村13件と、石垣市もありますが、この2つの町村はそのほとんどが基地内居住者で居所不明の状況と伺っております。

続きまして、質問要旨(2)関係機関、関係市町村とどのような連携を行ってきたのか、教えていただきたいと思えます。

前回の答弁におきましては、被保険者の情報を得る方法を模索していきたいとありました。現在

どのような状況でありましょうか。教えてください。

続きまして、質問要旨(3)であります。適用除外で検討することは可能なのか、教えていただきたいと思えます。

沖縄県連合会の地域事情といたしまして、条例に適用除外を制定していけば、一定の条件をつけて適用除外というものを制定していくのであれば、現場の市町村はこの先ずっと収入未済額、不納欠損額を計上するという不具合を是正できると思えますが、いかがでしょうか。

続きまして、質問事項2のほうに移ります。データヘルス計画についてであります。

これは保健事業実施計画ということで、平成27年3月に策定をされたものであります。そこから1点を絞って質問をさせていただきたいと思えます。これは具体的に申し上げますと、データヘルス計画の19ページに掲載をされております。

質問要旨(1)であります。

保健指導の課題において「業者委託なども視野に含めた具体的な保健指導の実施を検討する」とあるが、どのような意味なのかを教えてください。

以上、1回目壇上から終わります。次は自席から行いたいと思えます。

**○議長(宮城弘子)**

当局の答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

**○管理課長(外間孝明)**

高橋議員のご質問事項1.(1)被保険者の情報を得る有効な手段はあるか。(2)関係機関、関係市町村とどのような連携を行ってきたか。については、関連しますので、あわせてお答えします。

短期被保険者証交付における米軍基地内居住者に対する留め置き対応につきましては、保険者証などを被保険者あてに郵送しても戻ってくることから、市町村では留め置きにしているようです。

広域連合としましても米軍基地内に住所を有する被保険者の情報を得る手段がないか、前回の議会でもございましたが、関係市町村などからお聞きしたところ、現在、有効な手段はないとの回答を得ております。

次に、ご質問事項1の(3)適用除外で検討するこ

とは可能かについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の適用除外については、高齢者の医療に関する法律第51条第2号の規定及び同法施行規則第9条第4号の規定で、「その他特別の事由がある者で、条例で定めるものは後期高齢者医療の被保険者としなす」とあります。

しかし、同法第50条の規定で、「広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者は後期高齢者の被保険者とする」とあります。当然、米軍基地内居住者も当広域連合の区域内に住所を有していることから、後期高齢者医療の被保険者となります。当広域連合としましては他の適用除外事由に類する特別な理由がなく、米軍基地内に住所を有することのみをもって適用除外とすることは困難だと考えます。以上であります。

#### ○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

#### ○事業課長(玉城悟)

事業課長の玉城と申します。よろしくお願ひします。

高橋真議員のご質問事項2のデータヘルスについての保健指導の課題についてとございましたが、ご答弁申し上げます。

保健事業の実施につきましては、国民健康保険加入者の場合は、市町村が特定健診を行い、検診結果において課題の挙がった住民に対しては、市町村の保健事業担当課において、通常、保健指導を行っているところでございます。

また、年齢が75歳以上に到達して後期高齢者医療保険に加入しますと、保健事業の実施主体は広域連合に移ることになりますので、広域連合において市町村の協力のもと保健事業・保健指導等を実施していくこととなります。

現在、75歳以上の高齢者の長寿健診につきましては、市町村の協力のもと施設等で実施し、公民館等の施設で実施します集団検診等と合わせて実施しているところでございます。

また、長寿健診を受診した後は、検診結果のデータなどを市町村に提供しているところでございます。その情報を活用しまして保健指導を行うように、私どもとしては市町村担当者会議の場においても協力呼びかけを行っているところでござい

ます。

しかし、現状としましては、市町村によっては保健事業を担当する部署の人員的な余力、保健指導に係る財源確保等の課題を抱えている自治体等もございす。後期高齢者の保健指導について市町村間で取り組みの状況が、実際は差が見られる状況でございす。

そのような状況の中、市町村と連携して保健指導を行うことは基本ではございすますが、他に保健指導を行えるような専門の事業者等がございすましたら、委託して全県的に広域での保健指導の実施も可能性として検討できる必要性もあると鑑みて、今回データヘルス計画におきましては、「業者委託等も視野に含めた具体的な保健指導の実施を検討する」という記載になっているところでございす。

現在、保健指導の一環としましては、重複・頻回受診者等への訪問指導事業を民間の業者に委託して行っているところでございす。今後、他の保健事業でも実施できることから、順次民間委託等も視野に含めながら、効率的な方法を検討していきたいと思っているところでございす。

#### ○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

#### ○高橋真議員

質問事項1からいきたいと思ひます。再質問させていただきますと思ひます。

まず(1)有効な被保険者の情報を得る手段というのではないわけでありす。関係機関は関係市町村と連携を行ってきた中で、今回さまざまそういった沖縄県広域連合としては、いわゆる医療を受ける機会を十分に確保するという。そういった観点から、適用除外を条例で定めることは行わないほうがいいのではないというようなお話でありました。

しかしながら、これ適用除外にできない理由を議論させていただきたいなというふうにお思ひますが、そもそもそういった米軍、軍属関係の配偶者となられた方が非常に多いんでしようけど、そのほとんどが30年以上経過された対象者でありす。その方々が75歳に到達して、資格を自動取得して、その保健医療制度の中に入ってくる

わけですけど、そもそもどこにいるかわからないので、短期証自体だけがずっと現場の市町村に留め置きをされると。常に会計では収入未済に上がる。そして不納欠損として事項が移され、これは一体何歳までやるつもりですか。100歳ですか、それとも平均余命までやるのでしょうか。

ある一定の条件をつけて適用除外にし、そしてもしその本人からの申し出があれば、その医療保険の復活もできるような体制でもって、現場の市町村がやりやすい事務を応援していくのが広域連合の業務ではないでしょうか。

それと、先ほど課長の答弁では特別の事由があれば、いわゆる条例に適用できるんだと、条例を制定することができるんだというふうなものであります。

これ別に医療を受けさせないために適用除外するわけではないですよ。そもそもどこにいるかわからない。基地内ですので、追跡調査もわからない。そういった方々を対象にしているわけであります。

これはもう一度、沖縄県の広域連合としてご検討できないでしょうか。これはほかの市町村からも適用対象になった75歳になった方が出てくる可能性が今後ありますよ。この見解をお伺いしたいと思います。

そして、データヘルス計画。質問事項2のほうも再質問させていただきたいと思います。

本員が思うに、後期高齢者医療制度の中で弱い部分だと思うのは保健指導であります。国保の場合は、この保健指導が結構充実されているものですから、いわゆる健康増進、医療費の抑制といった効果も見られるんですけど、75歳になった瞬間ぱっと保健指導がなくなるわけです。

ですから、この保健指導のあり方についてどうなんだろうということで、データヘルス計画の見解をお尋ねしたというのが、本員の質問の意図であります。

前回の議会でもお尋ねさせていただきましたが、後期高齢者のいろいろ保健事業については市町村と連携して行うことができるよう、ほかの広域連合の保健事業の好事例を把握して、市町村へ情報提供をしていきたいという答弁がありました。

実際、他県の広域連合で市町村と連携して保健事業を実施していくような事例はあるのでしょうか。

今回のデータヘルス計画については、保健指導についての具体的な取り組みはほぼ明記されてないと。3年間の事業期間も視野に入れて検討するという表現しか出ていないんです。

ですから、データヘルス計画期間であるこの平成29年度まで、この3年間におきまして保健指導について具体的に市町村と連携して取り組むことというのを考えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

**○議長(宮城弘子)**

答弁を求めます。

外間孝明管理課長。

**○管理課長(外間孝明)**

お答えします。

高齢者の医療に関する法律第2条で、「国民は高齢期における健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられるものとする」と規定されています。

当広域連合としましては、同法第50条の規定に基づき広域連合区域内に住所を有している基地内居住者に対しても保健サービスを受ける機会を確保することが現状、広域連合の役割だと考えます。

しかしながら、基地内居住者の対応につきましては大変厳しい面もございます。

先ほど適用除外の特別な理由をもって適用除外というお話がございました。この特別な理由とすることは、日米社会保障協定にもございますように、医療保険制度の二重の加入の防止というのがございます。

基地内の医療を活用されているのであれば、適用除外をすることも可能だとは思いますが。

我々広域連合としましても、今後、基地内居住者の所在の確認、後期高齢者医療制度の利用について本人の意思確認が可能となれば、他の法令と整合性を確認した上で、条例を定めて適用除外とすることも検討していきたいと思っております。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

玉城悟事業課長。

## ○事業課長(玉城悟)

先ほどの高橋真議員の再質問についてお答えしたいと思います。

高橋議員のおっしゃるとおり、保健指導につきましては、やはり本広域連合においても75歳以上の後の保健指導については課題となっているところでございます。

そして、ご指摘のありましたように、好事例の件について把握しているかどうかという件につきましても、先進的な好事例というのが今のところまだ挙がっていないのが現状でございます。今回策定したデータヘルス計画の中でも、具体的な実施についてまでは示しきれていないのが状況であります。

後期高齢者の方々への保健指導の実施につきましては、本県のみならず全体的な他県の広域連合においても共通の課題となっているところでございます。

今後3年間の計画期間中で、他の広域連合のデータヘルス計画なども保健指導の取り組み内容についても調査いたしまして、また他県の広域連合との実務担当者間の研修の場もでございますので、そちらも活用しながら、今後具体的な保健指導の実施方法について研究を重ねてまいりたいと思います。

後期高齢者の方々に対して、切れ目なく保健サービスを提供して保健指導が実施できるよう、引き続き好事例の把握に努めながら、市町村に対しましては保健指導実施について協力を呼びかけてまいりたいと思っています。以上です。

## ○議長(宮城弘子)

高橋真議員。

## ○高橋真議員

答弁ありがとうございます。

まずこの質問書1の件であります、適用除外に戻ります。

まず、これ特別の事項に当たりますよ。そして、この対象者とおっしゃってございましたけれども、対象者が出る米軍基地内で保険に入っていることを確認できたら、いわゆる対象を外していいとか。

そもそもその確認ができないから問題になっているわけです。居所が不明で。

そういった方々がある一定の条件を付すとか、米軍、軍属関係は20年間の、例えば40歳から20年の勤務があって、定年退職をしていくわけでありまして。その後どこに住むかわからないわけでありまして。

もしかしたら日本国内どこかの地域に住んでいて、その保険に入っている可能性もありますし、外国に行ってその外国の保険を適用されているのか。それも推測でしかないですね。

だから、こういう課題をしっかりと整理して、地域の特異な事情ということで、しっかりとこの事情を定めて適用除外を前向きに検討していただくことを要望したいと思います。検討されていくとおっしゃってございましたので、よろしく願います。

そして、データヘルス計画の保健指導の件であります。ここは指摘で終わりたいと考えております。

保健指導は弱いです。この部分をどのように今後構築していくか。これは沖縄県広域連合の課題であると思います。しっかりと取り組んでいただくことを要望して終わります。

以上で、本員の一般質問を終わります。

## ○議長(宮城弘子)

これをもって、高橋真議員の一般質問を終わります。

午前の日程はこの程度にとどめ、午後は1時から会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午後0時04分 休憩)

(午後1時00分 再開)

## ○議長(宮城弘子)

それでは、再開いたします。

午前に引き続き、会議を開きます。

大石行英議員の一般質問を行います。登壇願います。

## ○大石行英議員

皆さん、こんにちは。お昼のひとときでございますが、眠気を吹き飛ばして頑張りたいと思います。

私はちょうど沖縄本島から440km。きょうは500km離れた国境のまちと那国島から崎元議員もはせ

参じております。最近では日本一の星の島として大変有名になってまいりました石垣島からまいりました。

それでは、貴重な時間でございますので、質問をさせていただきたいと思っております。

さて、3点ほど簡潔に絞って質問をいたします。

まず1点目に、健康長寿日本一を目指すビジョンについてでございます。短期・中期・長期の構想がございましたら、お示しいただきたいと思っております。

2点目に、後期高齢者への通知文書、いわゆる更新のお知らせ等の文字が大変小さく見えづらいとの声が高齢者の皆様からあると聞いておりますが、高齢者にやさしく文字を大きくするか、または見やすくするかという工夫ができないものかどうか、ご見解を賜りたいと思っております。

3点目に、医療費適正化を目的として、頻回受診者を対象として健康相談を本島内では実施している旨、伺っておりますが、離島ではまだ実施されておられません。

今年度から離島を対象に実施する予定があると聞いておりますが、どのように実施されるのか。取り組みやその内容についてお伺いをいたします。

以上、3点質問をいたしました。誠意あるご答弁を望むものでございます。再質問は自席より行います。

#### ○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

#### ○事業課長(玉城悟)

事業課長の私よりご答弁申し上げます。

大石議員の質問事項1と3につきましては、まずご質問事項1の長寿日本一を目指すビジョンについてご答弁申し上げます。

私たちの国・日本におきましては男女ともに平均寿命で世界最高水準を達成するまでになっている中で、今注目されているのが健康寿命という考え方でございます。

これは、介護などを必要とせず健康でいられる期間のことでございます。平成25年の資料によりますと、日本人の健康寿命は男性が71.19歳、女性が74.21歳となっております。

平均寿命との差は、それぞれ男性が9.02年、女

性が12.40年もの期間があります。これからは単に長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つということがとても大切であると考えます。

そのような中、沖縄県におきましては、2040年に男女とも平均寿命日本一を長期的な目標として設定するとともに、「健康おきなわ21」を策定しまして、健康長寿おきなわの復活を目指し推進している状況でございます。

私ども沖縄県後期高齢者医療広域連合としましては、その「健康おきなわ21」の中にご健康おきなわ復活県民会議の参加団体の一員としまして、沖縄県保険者協議会等の場がございますので、そちらに参加しているところでございます。

今後もその協議の場で議論を重ねて、健康長寿の延伸に向け沖縄県及び参加団体等と連携していきたいと考えております。

また、沖縄県後期高齢者医療広域連合独自としましては、ことし3月に保健事業実施計画・データヘルス計画を策定しました。高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送れますよう、被保険者の健康保持増進に向けた事業を取り組んでいく所存でございます。

また、データヘルス計画におきましては、市町村及び県の策定する計画等と整合性を図ることにより高齢者の健康に関するデータを活用した保健事業の実施・強化・見直しを行っていくことにより、後期高齢者の健康長寿の延伸を実現していきたいと考えております。

そのデータヘルス計画につきましては、3年間という短期的なサイクル、また、見直し強化等を図りながら3年間のサイクルでまた中期的なビジョンで健康長寿の延伸を実現していきたいと考えております。また、長期的に見ますと、2040年に平均寿命日本一の沖縄県の目標実現ということで、つながるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、ご質問事項3番、頻回受診者を対象とした健康相談の取り組み内容についてご答弁申し上げます。

広域連合におきましては、平成23年度より重複頻回受診者等訪問指導事業として取り組んでいる

事業でございます。

内容としましては、診療報酬明細書、いわゆるレセプトなどの情報を活用しまして、頻繁に医療機関を受診している方々に対しまして保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康相談を行い、専門的な指導・助言を行っています。

被保険者の健康保持と早期回復を促し、適正受診による医療費適正化等を図ることが本事業の目的であります。本広域連合が専門事業所に委託して実施しているところでございます。

26年度におきましては、沖縄本島内の26の市町村において593人に対し実施しました。延べ1,000回の訪問を実施いたしました。

また、離島市町村も含めた訪問指導の実施につきましてでございますが、これまで渡航費用がかかるため、1件当たりの単価が本島内のみで実施した場合と比較しますと、およそ1.6倍単価が上がるのが課題でございました。

しかし、これまで平成25年度までの実績により一定の事業効果があったこと、また平成26年度につきましては本島全体に広げ実施しましたところ、こういった事業所等においても順調に保健指導の頻回受診者に対します訪問が実施できていましたため、平成27年度からは離島を含む全41市町村で実施してみることとなりました。

現在のところ5月に事業者の選定、委託契約を締結しまして、本広域連合内において対象者の選定も行い、委託事業者において9月から訪問指導実施に向け準備を進めているところでございます。

まず、保健師が高齢者のお宅を訪問することにより、日常生活の状況や家族状況、受診動向並びに服薬状況等を把握し、高齢者の健康保持、増進、そして生活の質の向上につなげることが大切なこととあります。そのことが、結果として医療費の適正化につながるものと考えており、今後も訪問を受けた高齢者の方々の反応や、指導後の受診状況等の効果も見ながら事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

#### ○管理課長(外間孝明)

大石議員の質問事項2. 後期高齢者への通知文

書(更新のお知らせ等)の文字が小さく見えづらいとの声が高齢者からあるが、文字を大きくするか見えやすくする工夫はできないか、については、私のほうからお答えいたします。

ご質問がありました通知文書を確認しましたところ、臓器提供の意思表示の案内の欄において、特に小さな文字での記載がございました。

今回の通知文書につきましては、昨年度より内容を充実させるために意思表示の記入方法を追加した結果、文字が小さくなってしまいました。

今後は、今回のご指摘を踏まえ、被保険者に配慮した読みやすい文字の大きさやレイアウトを考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

#### ○大石行英議員

おおむね前向きなご答弁をいただきました。しかしながら、13万人余の沖縄県の後期高齢者の先輩方の未来をかけた、未来のかかった大事な議会でございますので、若干再質問をさせていただきたいと思っております。

3点ご質問をいたしました。1点目の健康長寿日本一のビジョンについて短期・中期・長期の構想がありましたら、というふうに伺いました。

その中で、やはり健康寿命をどう延ばすかという大きな課題と、そしてまた「健康おきなわ21」、その中で2040年までにおよそこれから25年間かけて、長寿日本一を目指すという崇高なる目標を掲げてというふうに伺いました。

あの有名なアメリカの人権の闘志・キング博士の師匠でありますメイズ博士の「人生の悲劇とは目標が達成できないことではない。達成しようという目標を持たないことが人生の悲劇である」というふうに言っておりますので、この明確な25年後に長寿日本一を勝ち取るというこの目標に向かって、広域連合も邁進するという崇高な目的に、私は非常に感動いたしまして、ではどうやってその目標を達成するのかということで、私は私なりにいろいろ考えてまいりました。

その中でデータヘルス計画もあるし、いろいろ保健指導もあるということでございますが、私もこの広域連合の議員の1人として、ときおり75歳

以上の方々を訪問する機会がございます。

その中で、やっぱり一般的に言えることは、年を取ると割と寂しいメランコリーな気持ちを持っておられる方が多いと。また、未来、将来自分はどなるのかという気持ちに覆われている。不安感に覆われているという方が多いということを考えてときに、いろいろ対話の中でやはりお年寄りを励ますということが非常に大事だなと。

読んで字のごとく、励ますという字は歴史編に万の力。励ますことによってお年寄りに万の力を与えるという大きな効果があると思います。そして、なおかつ励ましのためには希望を語ることが大事だと思います。

希望の生命学で有名なノーベル賞を2つ取ったアメリカにノーマン・カズンズ氏という博士がありますが、この博士は、生きるという強い意思力が体の中の製薬工場を活発に働かせる。そして、生きるという希望の力によって脳が体に命令を下し、人体の化学兵器を駆使して病気と闘わせるのだという。

そして、なおかつ希望こそが勝利への司令塔なのである。希望は人間の根っこにある最強の力であり秘密兵器なのである。文字通り命がけの闘いのために患者の持つすべての力、すべての司令を呼ぶ方法なんだと。こういうふうにノーマン・カズンズ博士は言うておまして、

私は、ああこれだと。いわゆる先ほど保健指導のことで高橋真議員からもありましたけれども、いろいろな好事例がなかなか見つからないということだけど、この好事例は沖縄でこそつくるべきだと。私は思うんですね。

ある哲学者は、沖縄には光があり、海があり、文化がある。この3つの力を磨けば、沖縄は世界に光を放つ。そういう島になるだろうということを考えてときに、75歳以上の高齢者は、ことしは戦後70年ですけども、あの当時5歳、10歳、20歳、そういう青春時代の方々だと思うんです。その苦闘を乗り越えて、現在の沖縄を考えると、75歳以上の方々は人生経験、その試練を乗り越えてきた宝の存在である。まさに資源の塊だと。

こういう方々を励まし、希望を送ることによって、さらにもっと沖縄は輝きを放つ島になるのだ

うということを考えてときに、私はいろいろな家庭訪問、訪問指導のすべて励ましの希望を送るスペシャリストを育成して、研修をして、それをしっかりと継続できるように、まさに沖縄ならではの、沖縄発のそういう訪問指導によってこの13万人余のお年寄りに限りない希望をとということが、これから本当に2040年、25年でそういう長寿日本一をつくるという目標に限りなく近づいていくんじゃないかというふうに思えてなりません。

あと3分になりましたけれども、サミュエル・ウルマンという詩人が言うてます。

青春とは人生のある期間を言うのではない。心の要素を言うのだ。年を重ねただけで人は老くない。理想を失うときにはじめて老いが来る。年は70であろうと、16であろうと、その胸中に抱き得るものは何か。人は信念とともに若く、疑惑とともに老い、希望ある限り若く、失望とともに老い朽ちる。

いわゆる人間にとって、人生にとって希望を送るということがいかに大事かということはこの詩人はうたっておりますので、この偉大な目標に向かって連合長を先頭にしっかりと一歩一歩進んでいきたいものだなと思っております、恐らく連合長もこのことについて所見を述べたくてうずうずしているというふうに、自分なりに推測をいたしておりますので、連合長の所見を伺えたら大変に幸いです。

#### ○議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

#### ○連合長(島袋俊夫)

大石議員の人生、満面笑みを浮かべた人としての生き方を、幸せを、希望をというふうに著名人の方々のさまざまな持論を駆使して発言してくださいました。

「励まし」という言葉が十数回出てまいりました。まさに私のために激励のエールだなということで受けとめた次第でございます。ありがとうございます。

大石議員おっしゃるように、健康長寿の目標達成のためには若年層から中高年層、そして後期高齢者まで長期間にわたり各世代の課題に応じて、先ほど玉城課長が答弁しておりましたが、切れ目

のない保健事業の施策を幅広く実施する必要があると痛感しております。

また、行政や各種団体等が連携して、高齢者が安心して暮らせるような地域社会を築くために介護と医療の連携、バリアフリーのまちづくりなど、あらゆる視点から総合的な施策を進めていくことが考えられるということで考えております。

その中で、私ども後期高齢者医療広域連合の役割といたしましては、この制度が施行されて平成20年の施行から5年が経過して、社会制度改革国民会議の中でも平成25年にまとめて報告されておりますが、同類無比の制度でありまして、この制度以外に後期高齢者を守る、医療を守る制度は我が国ほかおいてありません。

そういう意味でも、これまで適正運用に努めてきたわけでありましてけれども、今後も引き続き制度のこれまで出てきましたあらゆる課題等については、当然、沖縄県の広域連合含めまして九州及び全国の協議におきましてもさらなる協議をしながら、現行制度の拡充に向けて、国にはその制度改善要望を働きかけていきたいと思っております。

そのことが、改善の一つ一つの積み重ねがこれからの私どもの健康寿命の延伸の実現に必ずやつながっていくものと。かように確信しているところでございます。

今後とも大石議員のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。ありがとうございます。

#### ○議長(宮城弘子)

大石行英議員。

#### ○大石行英議員

連合長、万感こもる決意のご答弁、誠にありがとうございます。

もう数分残っておりますが、ある哲人は、最も悲惨な思い、最も苦しい思い、最も切ない思いをした人が誰よりも幸せになる権利がある。こういうふうに哲人は言っております。

ならば、この戦後70年、沖縄の我々先輩の方々は言葉に尽くせぬ試練を、悲惨をなめ尽くしてきたと思われまます。

ですから、思うに75歳以上の先輩方が、日本全国のどこよりも幸せになる権利があるということ

を考えますと、私たちは全力を挙げてこの75歳以上の先輩方に、生涯どこよりも幸せになってもらう。どこよりも輝いてもらう。そのことが沖縄全体を輝かせていくことになると、このように確信いたします。

議会、行政、団結一丸として2040年の大いなる目標に向かってともどもに邁進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長(宮城弘子)

これをもって大石行英議員の一般質問を終わります。

次に、前田千尋議員の一般質問を許します。

#### ○前田千尋議員

皆さん、こんにちは。那覇市選出の前田千尋です。一般質問の前に一言申し上げます。

今議会より討論・採決が一般質問後に変更していただきました。2月の説明会の中で提案をし、議長をはじめ議連の皆さん、そして職員の皆さんで対応していただきまして、誠にありがとうございます。

やはり今行っている一般質問後に採決をすることによって、一人一人の議員の提案などが食い込まれたものになると思います。議会改革が大変前向きになる一歩になるように、私も力を合わせて頑張っております。

それでは、発言通告に基づき質問を行います。

まず初めに、ことし日本年金機構のコンピューターが外部からインターネットメールで送られたウイルスに感染し、判明しただけで約125万件もの年金個人情報流出した問題が明らかとなりました。年金の情報流出、個人情報が流出したことに私たち国民の不安と怒りは広がっています。

一方、政府は、年金機構のシステムに問題があったなどと述べていますが、ずさんな対応は年金機構ではありませんでした。厚生労働省が手立てを講じてなかったことが次々と明らかとなっております。この場合は年金ですが、国民の財産を管理する責任への自覚がどれほどあったのか。今、国に問われています。

年金機構への問い合わせは数十万件に上っております。この事件に便乗した詐欺被害まで出ていま

す。

NHK世論調査では、76%が情報流出と悪用に「不安を感じる」と答えたのはあまりに当然のことです。国の公的機関から125万件もの個人情報が出たことは、これまで前例がありませんでした。信頼を取り戻すには大変大きな力が必要となります。

厳格な管理が求められる年金情報、そして今回こちらの後期高齢者医療制度でも行われる個人情報も一緒だと思いますが、外部に接続できるコンピューターで扱う機構のシステムや業務など、年金情報ではそういったことはずさんに行われていました。

情報流出の背景には、基幹業務で労働者の非正規雇用を進め、業務の外部委託を進めてきたなど、そういった運営方針の問題もありましたが、こういった見直しが一一つ今行われなければならないときとなっています。

それにもかかわらず、ことし10月から日本に住民票を持つ全員に生涯普遍の番号を振り割り、来年1月から全社会保障分野で国が管理を強めるマイナンバー制度が起ころうとしています。

このマイナンバー制度の中止こそ検討されることだと思います。そこで、その中で1番目、質問いたします。

ここ広域連合における個人情報の取り扱いについて問います。情報流出のためにどのような防止策を行うのでしょうか。お答えください。

2つ目に、被保険者の実態について質問いたします。

(1)保険滞納者数、短期保険証発行数、未更新被保険者数、資格証発行数、留め置き数、差し押さえ数について、今年度は前年度との比較も含めて質問いたします。

(2)限度額適用・標準負担額減額認定証について、交付人数と前年度比較、またその分析についても質問をします。

3番目ですが、保険料について質問します。

(1)収納率はどうなっているのでしょうか。お答えください

(2)低所得者などの保険料軽減について、実態を問います。

4つ目に、保険事業実施計画と健康診査推進計画について、内容と取り組みの進捗状況について伺いたいと思います。

その内容は、健康診査推進計画及び保健事業実施計画の策定の経緯や目的について。

また、健康診査受診率向上の取り組みが、高齢者の健康維持、生活の質の向上に大切だと思いますが、沖縄県の長寿健診の受診者数及び受診率実績の推移についても、内容も明らかにしてください。

最後になりますが、こうした中で行われている後期高齢者医療制度の課題について、どうとらえているのかを質問いたします。

残りの時間は自席にて行います。

#### ○議長(宮城弘子)

当局の答弁を求めます。

池原善達総務課長。

#### ○総務課長(池原善達)

ご質問事項1番と5番につきまして、総務課よりご答弁申し上げます。

まず、質問事項1の広域連合における個人情報の取り扱いについて問う、についてお答えいたします。

個人情報流出等のリスクについてであります。当広域連合で取り扱っております被保険者等の個人情報につきましては、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、私どもは標準システムと呼んでおりますが、このシステム内において管理し業務に利用しております。

この標準システムは、外部のインターネット回線とはつながっておらず、専用回線でもって市町村や沖縄県国保連合会とつながっていることから、日本年金機構で起きたような個人情報の流出は、現在、当広域連合では起きないものと考えております。

個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項については、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例で定めるとともに、情報セキュリティ対策について、総合的かつ具体的にとりまとめた沖縄県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーが策定されております。

この情報セキュリティポリシーを個人情報に携

わる全職員に周知、徹底を図り、適正な情報管理に努めているところでございます。

次に、質問事項5．後期高齢者医療制度の課題について問う、についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において議論され、平成25年8月に、「後期高齢者医療制度においては、創設から5年が経過し、現在では十分に定着している。今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である」とする最終報告書を国に提出しております。

国は、この最終報告書を踏まえ、後期高齢者医療を含む日本の医療保険制度について改革を進めているところでありますが、広域連合としては、後期高齢者医療制度が今後も増加し続ける高齢者に対応し、安定した制度として継続できるようにするためにはさらなる検討・改善が必要と考えております。

沖縄県においても、後期高齢被保険者数は平成20年度で11万1,334人であったが、平成26年度では13万4,251人と6年間で2万2,917人増加し、県人口に占める割合も8.1%から9.4%に増加しております。

医療費についても、平成20年度で約1,035億4,700万円であったものが、平成26年度では約1,349億1,800万円と、6年間で313億7,100万円増加しております。このようなことから、将来的には医療費に対する財源の不足が懸念されます。

広域連合といたしましては、国に対して全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国庫定率負担割合の増加など、国において責任ある財政支援を講ずることを要望しております。

また、保険制度を安定させる上からも医療費の適正化を図るとともに、健康寿命の延伸が重要となってまいります。

そのためにも保健事業の強化は重要不可欠であると考えており、高齢者の特性や地域性を踏まえた、より効果的な保健事業を構築し、国・県・市町村とともに連携し推進していく考えでございます。以上でございます。

#### ○議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

#### ○管理課長(外間孝明)

前田議員のご質問事項2、3については私のほうからお答えいたします。

それでは、質問事項2の(1)保険滞納者数、短期保険証発行数、未更新被保険者数、資格証発行数、留め置き数、差し押さえ数について前年度との比較を含めて問う。につきまして、議員全員協議会管理課資料②の7ページをお開きください。

保険料収納率の状況になります。平成26年度現年度分の滞納者数は未納者数2,601人で、前年度未納者数2,594人と比較しまして、7人の増となっております。

次に、資料の18ページをお開きください。

短期被保険者証発行数が274人、前年度223人と比較しまして51人の増となっております。

次に、未更新被保険者数が168人、前年度239人と比較しまして△71人の減となっております。

資格証の発行はございません。

次に、留め置き数が36人、前年度35人と比較しまして1人の増となっております。

次に、17ページをご覧ください。

差し押さえ数が35人、前年度9人と比較しまして26人の増となっております。

次に、質問事項2の(2)限度額適用・標準負担額減認定証について、交付人数と前年度比較、その分析についても問う、につきましてお答えいたします。呼称につきまして、名称が長いので「減額認定証」と省略させていただきます。

管理課資料の②の5ページをお開きください。下の表になります。

平成26年度減額認定証交付人数が3万8,763人、前年度2万7,367人と比較しまして1万1,396人の増、率にして41.6%の増、平成24年度から平成25年度は97.0%の増となっております。

減額認定証の交付につきましては、これまで被保険者の申請が必要でしたが、毎年8月の定期更新時において所得情報等が把握できる場合、初回の認定申請は必要となりますが、2回目以降の申請を省略しても差し支えない、とあります。

当広域連合では、平成25年度に標準システムをバージョンアップしまして、一部職権で認定を実施したことにより増となっております。

また、被保険者証の年次切りかえのチラシに説明を掲載し、公共施設や医療機関などへもポスターを配布して、被保険者への周知についてご協力いただいておりますので、その効果があらわれているものと思われま

す。次に、質問事項3の(1)収納率について問う、についてお答えいたします。管理課資料②の8ページをお開きください。

平成26年度現年度分の収納率が98.8%、前年度98.7%と比較しまして、0.1%の増となっております。

平成20年度以降、毎年増を推移している状況であります。これも各市町村が毎年、沖縄県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画に基づいて目標を持って取り組んでいる成果のあらわれだと思

います。次に、質問事項3の(2)低所得者等の保険料軽減について実態を問う。についてお答えいたします。管理課資料②の10ページをお開きください。

低所得者等の保険料軽減には、保険基盤安定制度があります。低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする制度で、県が4分の3、市町村が4分の1を負担しております。

11ページをお開きください。

平成26年度7割軽減対象者数が7万2,546人、前年度7万1,736人と比較して810人の増、軽減額が23億8,936万2,080円、前年度23億5,580万2,230円と比較しまして、3,355万9,850円の増となっております。

続きまして、5割軽減対象者数が1万1,615人、前年度4,687人と比較しまして6,928人の増、軽減額が2億7,515万9,116円、前年度1億1,051万3,080円と比較しまして1億6,464万6,036円の増となっております。

次に、2割軽減対象者数は7,724人、前年度9,903人と比較しまして△2,179人の減、軽減額が7,330万5,689円、前年度9,374万3,602円と比較しまして△2,043万7,913円の減となっております。

次に、被扶養者の5割軽減が6,001人、前年度5,521人と比較しまして△520人の減、軽減額が1億4,219万3,476円、前年度1億5,429万5,324円と比較しまして△1,210万1,848円の減となっており

ます。

合計が9万7,886人、前年度9万2,847人と比較しまして5,039人の増、軽減額が28億8,002万361円、前年度27億1,435万4,236円と比較しまして1億6,566万6,125円の増となっております。

5割軽減の増につきましては、これまで5割軽減は2人以上世帯が対象でしたが、平成26年度から単身世帯についても対象になったため、2割軽減の人数が減って5割軽減が増となっております。以上でございます。

#### ○議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

#### ○事業課長(玉城悟)

前田議員の質問事項4番目の保健事業実施計画と健康診査推進計画につきましては、事業課よりご答弁申し上げます。

2つほど内容がございましたが、まず保健事業実施計画と健康診査推進計画策定の経緯と目的についてお答えいたします。

後期高齢者医療の被保険者に係る健康診査につきましては、これまで毎年度健康診査受診率向上計画を策定し、健康診査の推進に努めてきたところでございます。

そうした中、高齢者医療の確保に関する法律に基づき、厚労省より「保健事業の実施等に関する指針」が示されました。

後期高齢者医療広域連合におきましても、保健事業実施計画・データヘルス計画並びに健康診査推進計画の策定をすることとなりました。

このような経緯を踏まえて本広域連合におきましても、平成26年9月に健康診査推進計画、またことし3月には保健事業実施計画・データヘルス計画を策定したところでございます。

健康診査推進計画により健康診査受診率を高め、効果的かつ効率的に実施すること。また、保健事業実施計画に基づき、健診データの分析、課題の抽出、課題解決へ取り組むことにより、生活習慣病などの早期発見や重症化の予防及び心身機能の低下を防ぎ、健康寿命の延伸を図っていきたいと考えております。

次に、2つ目の健康診査推進計画における健診受診者数及び受診率実績の推移についてお答えい

たします。

沖縄県後期高齢者の長寿健診につきまして、平成26年度の受診者数は、前年度の3万7,988人に対し814人増の3万8,802人、受診率は前年度の30.5%に対し1ポイント増の31.5%となっております。

なお、平成26年度の健診診査の受診率について、全国平均は25.5%前後と見込まれております。沖縄県は全国平均と比較しますと、6ポイントほど高い受診率となっているところでございます。

本広域連合としましては、今後とも健康診査受診の必要性について、チラシ・ポスターでの広報活動や未受診者への勧奨通知も力を入れていくなど、市の担当職員や医師会などとの関係団体等と連携しながら、受診率向上の取り組みを進めたいと考えております。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ありがとうございます。

まず個人情報の取り扱いですけれども、今、流出防止の可能性はないとありましたが、そう言いながらも国のほうでは年金の流出問題もありました。本当に力を入れないとわからない。いろいろな角度から見て検証して、こういったことが絶対に起こらないように頑張っていただきたいとともに、懸念をして指摘をしておきます。

2番目の被保険者の実態について再質問いたします。ちょっと時間ないので早口ですけれども、よろしくをお願いします。

保険滞納者数は人数が2,601人ということで、少しですけれども増えていました。これは全体の被保険者に占める割合は何パーセントなのか。

また、短期保険証の発行数の割合も教えていただければと思います。

あと、差し押さえ数が増えているんですけれども、この内容について質問いたします。

**○議長(宮城弘子)**

外間孝明管理課長。

休憩します。

(午後1時50分 休憩)

(午後1時51分 再開)

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

**○管理課長(外間孝明)**

お答えいたします。

実態としまして、滞納者数の被保険者数全体に占める割合については、被保険者数全体が13万4,251人の人数に占める割合としましては、全体の1.9%が滞納者となっております。

次に、短期保険者証の割合については、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお示しさせていただきます。大変申しわけございません。

差し押さえの実態なんですけれども、これ26年度のでよろしいですか。

(「はい。いいです。計算は」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

休憩します。

(午後1時52分 休憩)

(午後1時53分 再開)

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

**○管理課長(外間孝明)**

平成26年度の差し押さえの件数としましては、まず宜野湾市が4人で4件、浦添市が2人で2件、うるま市が1人で1件、久米島町が1人で1件、那覇市が27人で31件でございます。合計35人で39件の内訳となっております。以上でございます。

**○議長(宮城弘子)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

ありがとうございました。なかなか滞納者数は減らずにいるんですけれども、私はこの後期高齢者医療制度自体が破綻しているものだと思って反対をしていますけれども、この実態、滞納者がいること、短期保険証がゼロにならないこと、また差し押さえがどうしても起こってしまうこと、未更新の被保険者がいらっしやること。これは制度としても欠陥の1つだと思います。それを今聞いて明らかにしたところです。

その中で差し押さえ数、私の地元の那覇市が今年度差し押さえ数を多くしたということでしたので、これはまた地元に戻って内容を明らかにしたいと思いますが、できるだけ差し押さえはしない。

そのような方向で、引き続きやっていただきたいと思ひます。

次に進みますが、私は先ほど限度額適用標準負担額減額認定証、反対の立場ですが、制度の充実に力を注ぐのはもちろんのことだと思ひています。

広域連合中心にこういった申請のやり方を柔軟にして、所得情報があれば次もすぐに更新ができるということは、本当にやってよかったと思ひますし、こうした自分自身で申請主義ではなくて、困っている人たちをどういうふうに救っていくのか、命と健康を守るために引き続き頑張っていたいただきたいと思ひます。

次なんですけれども、ちょっと休憩していいですか。

**○議長(宮城弘子)**

休憩します。

(午後 1 時56分 休憩)

(午後 1 時57分 再開)

**○議長(宮城弘子)**

再開します。

**○前田千尋議員**

保険料については時間があればやりたいと思ひますけれども、次に4番目の健康診査、データヘルスだとか、保健事業実施計画について引き続き質問したいと思ひます。

先ほど長寿健診の受診者が30.5%、31.5%になって全国よりも高いということでしたが、那覇市では担当者が実は受診率が低くて困っているという声がありました。もっともっと多くの高齢者の皆さんに受診をしていただくことが取り組みたいという声があるんですけれども、引き続き力を入れていただきたいと思ひます。

次の質問ですが、高齢者ができる限り長く自立した日常を送れるようにするために、この受診率向上の取り組みは必要だと思ひます。

今回、策定した保健事業実施計画の中においても、保健事業の取り組みが具体的に記載されている必要があると思ひます。データの結果なども実施をしている。どのような実施をしているのかをお伺いしたいことと、あと特別調整交付金。

これまで肺炎球菌ワクチンを補助をして、全体的に広げて定期予防接種に広げたという経緯もあ

ります。そういったように事業を拡大していく、何かを見つけていく必要があると思ひますが、お答えください。

**○議長(宮城弘子)**

玉城悟事業課長。

**○事業課長(玉城悟)**

ただ今の前田議員の質問についてお答えいたします。

保健事業実施計画の中におきましては、特別調整交付金を活用しました市町村の取り組みもまた必要かということで、計画に記載されているところでございます。

前田議員から今ご質問がありました特別調整交付金の実績や申請状況の質問であると思ひますが、それに対してお答えいたします。

まず、平成26年度の特別調整交付金の実績につきましては、22市町村が全27事業に取り組み、実績額としましては2,454万円の実績となっております。

また、今時点の平成27年度の申請状況につきましては、16市町村21事業、総額3,335万円を市町村が申請しているところでございます。

今年度は、申請した市町村及び件数については減となっておりますが、これは今年度より肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種となったことが要因となっております。

また、市町村が取り組んでいる主な事業としましては、はり灸・あんまマッサージ助成事業、人間ドック等の費用の助成事業、健康教育・健康教室事業などがございます。

その他に、広域連合としましても特別調整交付金を活用した事業を行っていることもございまして、健康診査事業において健診項目の追加にかかる費用、離島市町村等への健診の渡航費用等、利用・活用をしているところでございます。

前田議員のご質問の中で、肺炎球菌ワクチンの今制度化になっているということでありましたが、そういった特別調整交付金をこれまで利用していて、この中で国のほうで制度化されてきた事業もございまして。

本広域連合としましては、そういった特別調整交付金の補助内容について、国の動向も細かく見

ながら引き続き、今年度以降も調整交付金の事業内容等をまた変更があった内容、追加の内容等にごさいましても、細かく市町村等と連携しまして、情報提供、推進について努めてまいりたいと思います。そう考えているところがございます。

**○議長(宮城弘子)**

前田千尋議員。

**○前田千尋議員**

高齢者の皆さんの命と健康を守るためにさまざまな事業を展開されていると思いますが、各自治体で意見交流もされながら、全体に広がっていい制度をもっと広がるように力を合わせて頑張りたいと思います。

制度の中では、特例措置が廃止になる。そのような動きの中で、後期高齢者医療制度の中でもどのように一人一人の高齢者の皆さんの命を守るのか。本当に問われていると思います。

引き続き提案もしながら、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長(宮城弘子)**

これをもって、前田千尋議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

**○議長(宮城弘子)**

引き続きまして、日程第16、これより討論・採決を行います。

**○議長(宮城弘子)**

同意議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより同意案件第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより承認第2号について採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより承認第3号について採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、承認第4号、専決処分の報告及び承認を

求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

宇江原総清議員。

**○宇江原総清議員**

久米島から来ました宇江原総清であります。私は、本案件について反対の意見を述べたいと思っております。

まず、第8条の条文、現行と改正後の文言について、現行の場合には「情報公開の制度」ということになっておりますけれども、改正後は「情報公開制度及び個人情報保護制度運営に関する重要事項について審議を行い、実施機関に意見を述べることができる」ということの条文になっておりますけれども、これは私が危惧しているのは、個人情報保護法の制定時から、これは公権力の。

この文言については差し障りのないような文言に見えますけれども、この公権力の不祥事とか、不都合なものについては公開しないという懸念をいたしておりました。

そして、個人情報保護法に加えて特定秘密保護法も制定されました。そういったものが連動すると、これはまさしく戦前に回帰すると。こういう懸念を抱かざるを得ないと。こういうふうに思っております。

私も35年間、警察に奉じてきましたけれども、こういうようなことを差し障りのない文言で載つけられてしまうと、この次の議案7号にも関連してきますけれども、私は大変懸念をして、先ほど述べた理由によって反対意見をしたいと。

終わります。以上です。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより承認第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(宮城弘子)**

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案第7号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

宇江原総清議員。

**○宇江原総清議員**

4号議案の承認のときと同様に、反対意見を述べます。

これは、執行部は個人番号、いわゆるマイナンバー制度というものをセーフティガードできるかのような発言をしていますけれども、人間がつくったものは人間が壊すことができますよ。今、世界的に行われているハッカー問題もそのとおりですよ。そういうようなものも非常に国家官僚のいいなりになって下請をする。こういうようなことに関して大変懸念を抱かざるを得ないと。こういうふうと考えております。

そして、これも先ほども私35年間警察に奉仕しましたけれども、これは公権力に利用される可能性は非常に高いと、私は見ております。私の経験上そうだと。安易にそういうようなマイナンバー制度をつくっていくと、将来における人権というようなものが公的権力に全部拘束されてしまう。縛られてしまう。

情報も公開できないんですよ。皆さん方、いわゆる公務員の不祥事、不都合のものについて情報公開を求めたら、みんな真っ黒くなって書面は返ってきますよ。

そういうようなことから、私は非常に国民、特に県民含めて茹でガエルになっているんじゃないかと、こういうような懸念を抱いている。皆さん方のこういうあり方については、本当に官僚のつくった文書を、条文を裏も読んでいるのかと。そういうことをしない限り、また戦前への回帰。

こういうふうなことで反対意見を述べます。以上です。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案に賛成者の発言を許します。  
討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより議案第7号について、採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(宮城弘子)**

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、認定第1号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより認定第1号について採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、認定第2号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

前田千尋議員。

**○前田千尋議員。**

私は、後期高齢者医療制度を反対の立場から、今、提案されています認定第2号、平成26年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場を示します。

そもそもこの後期高齢者医療制度は、75歳になればこれまで受けていた保険から外され、別立てにされる。年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも異例のものだと言われています。

制度が始まり、年金から保険料が天引きされる実施や姥捨て山などと国民の怒りが爆発し、これまでこの制度は撤回すべきだ、なくすべきだという声が国民の中に広がっています。

5年間たったといっても、短期保険証、また保険料をずっと払うことができず不納欠損も毎年ある。

特別会計で高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、基金ではなく保険料の軽減措置に充てられるとしていますけれども、そもそもはこの保険料が高すぎることで、払えない人が多いこと。高齢者の皆さんの命と健康を奪っているのは、明らかな制度ではないでしょうか。

発足から6年たちました。弊害はいよいよ浮き彫りになっています。そもそもこの制度の目的は、公的医療費の抑制、圧縮です。

当時の厚労省の幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者が自らの痛みで感じてもらうと公言したように、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料負担に跳ね返る仕組みとなっています。負担増か、医療が必要でも我慢するという二者択一を高齢者に迫っています。

もちろん私たちは、この広域連合議会では保険料の軽減を求める。上げないように、そして充実のために命と健康を守る事業を提案しているものですが、そもそもこの制度自体に私は反対しております。

保険料払いが困難な高齢者がこれほど広がっているのに、特例措置廃止という負担増をさらに求めること。絶対に許すこともできません。こうした問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健医療制度に戻すこと。そのことによって、多くの国民が安心して老後が過ごせる医療制度にするべきだと思います。

よって、私は今、提案されております認定第2号について反対の立場です。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案に賛成者の発言を許します。

松田久男議員。

**○松田久男議員**

採決に入りまして、いろいろなご意見が出ておりますけれども、いろいろな法律、制度に対しては不満があるということは、これは当然でありますし、それに議論することは当然でありますけれども、私たち今ここでその予算とか、そういったものを今審議しております。

現にこの制度によって保険制度が運営されて、それで今現在、医療を受けている方がいるわけですから、今こちらにいる我々のメンバーでこれを予算をとめたり、そういうことができるということはないわけです。

それをとめるのであれば、次の策をもって提案をしなければならないし、今ここに目の前にある予算に対して、それを我々が仮に今ご意見反対ありましたけれども、私たちみんなが反対すれば、これとめていいんですか。そういうことは、もう少し現実的に考えなければならない。

制度に対する反対意見はまた別な場所、別なステージというのがあるかと思います。私たちは今ここで現実的に、現在発している制度について議論をしているわけですから、それをもう少し現実的に物事を考えていくべきであるということで、賛成の立場から討論します。

**○議長(宮城弘子)**

ほかに討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより認定第2号について採決いたします。

認定第2号については、賛否の意見が出ておりますので、挙手にてお諮りしたいと思います。

本案に対する賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

**○議長(宮城弘子)**

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案第8号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議案第9号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

**○議長(宮城弘子)**

これより議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**○議長(宮城弘子)**

日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出たとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長(宮城弘子)**

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

**○議長(宮城弘子)**

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

**○議長(宮城弘子)**

これで、平成27年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(午後2時22分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成27年(2015年)8月14日

議 長 宮 城 弘 子

署名議員 亀 里 敏 郎

署名議員 大 城 敬 理